

法定外公共物(里道・水路)に関する 取扱いが変わりました！！



平成 12 年 4 月に施行された「地方分権一括法」により、里道・水路といった法定外公共物が国から市町村に譲与され、東かがわ市の「公共物」として管理しています。



法定外公共物ってなに？

ふだん、皆さんが利用している道路や身の回りにある用排水路、池沼などの公共物のうち、道路法や河川法、下水道法などの特別法によって管理の方法等が決められているものを法定公共物といいます。

これに対して、道路法や河川法などが適用されないものを**法定外公共物**といいます。代表的なものに、里道、水路があります。

これまで、国有財産として、国や県に提出していた境界確認、用途廃止及び払下げの相談や申請（手続き）が市で行えるようになりました。

●ご相談・申請等の窓口

東かがわ市事業部建設課

(連絡先 0879-26-1302)



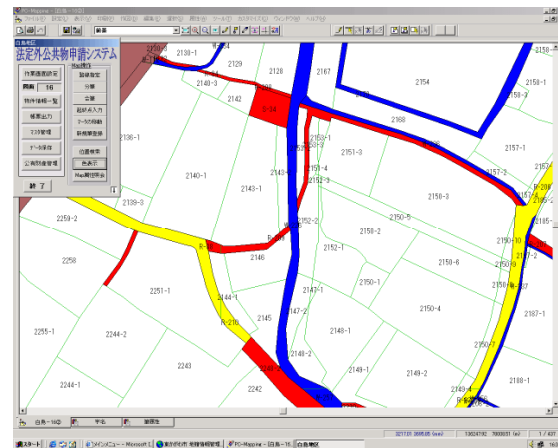
公図上に存在する公共物について、購入を希望される場合は、次のような手続きが必要となります。

(※売払ができる「公共物」は、利用上、公共性の必要がなくなったと認められた道路・水路です。)

① 「公共物」の所在(所管)の確認

法務局の公図（法 14 条地図、旧土地台帳附属地図）などで、用途廃止や買受を希望する財産の所在（所管）の確認をします。

機能の有無に関わらず、「公共物」の中には、国より譲与を受けていない財産もありますので、公図上に存在する「公共物」が市管理の財産であるかどうか、市建設課にある**法定外公共物特定図面**でご確認ください。



② 「公共物」の境界の確認

「公共物」の用途廃止をするには、事前調査として「公共物」と隣接する土地との境界の確認が必要です。

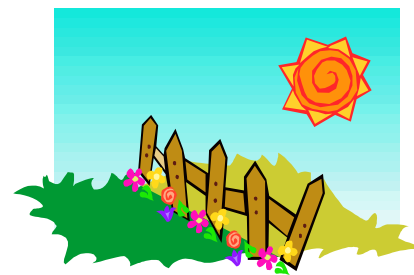
①の確認ができれば、申請者（「公共物」の隣接土地所有者）は、東かがわ市公共用地境界確定事務取扱要領に基づく**境界立会申請書**を市建設課へ提出してください。

市の担当者が現地を確認後、境界が確定すれば、**申請書の副本**（申請者用）を交付します。

●通常処理期間 受付日から 1 週間程度

《境界立会申請書に必要な添付書類》

- ・現地案内図
- ・公図の写し
- ・実測平面図
- ・実測断面図
- ・土地調書
- ・現地協議確認書
- ・委任状
- ・登記事項証明書
- ・その他（現況写真など）



③ 「公共物」の用途廃止

市の財産は、通常、普通財産でなければ、売払うことができません。「公共物」は行政財産にあたりますから、売払うには行政財産から普通財産に移す手続きが必要になります。（これを**用途廃止**といいます。）

①②の確認ができれば、申請者（「公共物」の隣接土地所有者）は、東かがわ市公有財産管理規則に基づく**用途廃止申請書**を市建設課へ提出してください。

書類の不備がなければ、市が受付をし、現地調査後、市の環境及び土地利用検討委員会に諮り、用途廃止財産について審議を行います。

審議の結果、用途廃止が決定すれば、**用途廃止決定通知書**を申請者に交付します。

●通常処理期間 受付日から 20 日程度

《用途廃止申請書に必要な添付書類》

- ・利害関係者の同意書
- ・誓約書
- ・土地の全部事項証明書（有地番の場合）
- ・位置図
- ・公図の写し
- ・実測平面図
- ・横断面図
- ・求積図
- ・その他（土地利用計画図など）

④ 財産の売払い

③の用途廃止決定後、**普通財産買受申請書**を提出してください。

※「公共物」の売払いの場合、買受申請書は市建設課で受付します。

申請書受付後、売払財産の評価作業を行い、売払価格を算定します。

※評価作業には、時間を要する場合があります。予めご了承ください。

売払価格の決定後、改めて売払いに関する書類（土地売買契約書、土地代金の納付書など）をお渡しします。

土地代金の納入が確認できしだい、市から登記承諾書をお渡ししますので、申請者で登記を行ってください。

登記が終わりましたら、登記完了届を提出してください。

これで、すべての手続きが完了です！！

※各申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

「公共物」の購入手続き

(●申請者 ■東かがわ市)

①財産の確認

- 「公共物」の所在(所管)確認

②境界立会申請

- 境界立会申請書提出
 - 現地確認
 - 申請書副本の交付

③用途廃止申請

- 用途廃止申請書提出
 - 現地調査
 - 審議
(市環境及び土地利用検討委員会)
 - 用途廃止決定通知書の交付

④売払いの申請

- 普通財産買受申請書提出
 - 売払価格の決定
- 土地売買契約の締結
 - 土地売買契約の締結
- 土地売払い代金の納入
- 登記申請
- 登記完了届の提出

手続き完了!!

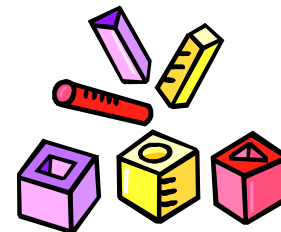
《参考》

東かがわ市公共用地境界確定事務取扱要領
東かがわ市公有財産管理規則
東かがわ市公有財産管理規則に関する事務取扱要領
東かがわ市公共物管理条例
東かがわ市公共物管理条例施行規則

こんなとき、ご相談ください!!

- 法務局にある公図に道路や水路として表示されていても現地には存在しない場合(すでに住宅の敷地として利用している場合)
- 機能交換して、あたらしく道路や水路を作ったため、元の道路・水路が不要になった場合
- 宅地造成などの開発行為によって、機能が失われる場合

※このほかにも、道路や水路に上水道管の引き込みや排水管の埋設をするなど市の許可が必要な場合があります。(一公共物使用許可申請)
「公共物」を使用したり、工事をする場合は、申請をお願いします。
(申請の内容によっては、申請者に使用料をご負担いただくこともあります。)



法定外公共物(里道・水路)の取扱いについて

「公共物」購入のしおり



お問合せ先

東かがわ市事業部建設課

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1
TEL 0879-26-1302
FAX 0879-26-1342

東かがわ市ホームページ
<http://www.higashikagawa.jp/>

東かがわ市
HIGASHIKAGAWA

平成28年4月